

よこぜ

サゼンソウが顔を出し始めます。

2010
No.499

2



晴れやかな表情で節目の年を迎えました 1/10(横瀬町成人式)

今月の内容

成人おめでとう.....②～③

介護認定を受けている方の医療費控除.....④

秩父地域の救急医療を守りましょう.....⑤

平成21年度横瀬町職員採用試験.....⑥

横瀬町臨時職員・非常勤職員の募集.....⑦

皆様のご意見を募集.....⑦

成人式

おめでとう!

1月10日(日)、横瀬町町民会館ホールにおいて、平成22年成人式が行われました。

新成人139名(男性63名、女性76名)が晴れて大人の仲間入りをしました。

式典では、大勢の家族らが見守る中、加藤嘉郎町長をはじめ、関根修町議会議長、横瀬中学校3年生当時の恩師、その他多くの来賓から祝福と激励の言葉が贈られました。

今年も14名の新成人が自主的に実行委員を務め、受付係、司会進行係、ピアノ演奏等を行いました。新成人と来賓が一緒になって横瀬中学校の校歌を歌うなど、終始和やかな式典になりました。

式典終了後、華やかな晴れ着やスーツに身を包む新成人と来賓の皆様で記念撮影を行いました。新成人の皆さんの今後のご活躍を期待いたします。



成人式実行委員(14名)

・実行委員長兼司会	福田 晴規
・ステージ係	加藤 創
・ピアノ伴奏	磯田 瞳
・宣誓	杉本沙耶香
・答辞	加藤 隆一
・受付係	大場 勇希
〃	高沢 勇馬
〃	横田有理恵
〃	浦野明日香
〃	富田沙絵子
〃	藤野 麻美
〃	赤岩 道修
〃	大野 俊平
〃	横道 大輝

(敬称略)





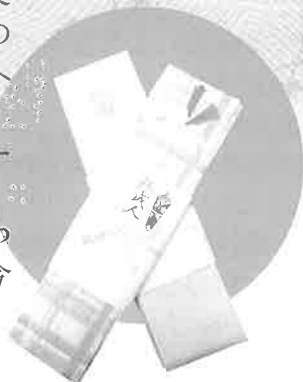
新成人女性に「腰ひも」をプレゼント!

1月10日(日)に行われた成人式において、今年も、町内在住の木内福榮さん、関口甲子さん、長島三四子さん、小泉イノ子さん、若林吉美さんの5名による手作りの「腰ひも」が、新成人の女性へ贈られました。

製作者5名から新成人へ、次のようなメッセージがありました。

「私たち5人全員で362歳です。あまり気負わず、一歩ずつ着実に前進してください。皆様のご活躍を期待します。」

ありがとうございました。



介護認定を受けている方の医療費控除について

寝たきりや認知症など介護が必要な方で、オムツを使用している方や在宅または介護施設で介護サービスを受けている方については、医療費控除の対象となる場合があります。

◆おむつに係る費用の医療費控除について◆

(1) はじめて医療費控除を受ける場合は、寝たきり状態にあることや治療上おむつの使用が必要であること、の医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要になります。

なお、証明書用紙は、役場健康づくり課にありますのでお申し出ください。

(2) 医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」がなくとも、以下の手続きによりおむつ代が医療費控除の対象になります。

●介護認定を受けている方の「主治医意見書」の内容を確認し、書類を発行します。

手続① 役場健康づくり課に介護保険被保険者証を持参し、おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項の確認を申出(申請)してください。

※申出(申請)用紙は、役場健康づくり課にあります。

手続② ①に基づき、「主治医意見書」の以下の事項を記載した書類を発行します。

- ・主治医意見書の作成日
- ・障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
- ・尿失禁の発生可能性

手続③ 発行された書類とおむつ代の領収書を、税の申告の際に提出して、医療費控除を受けてください。

◆介護保険サービスの対価に係る医療費控除について◆

居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額が 医療費控除の対象となるサービス	① 訪問看護 介護予防訪問介護	④ 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
	② 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	⑤ 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
	③ 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	⑥ 指定介護老人保健施設 ⑦ 指定介護療養型医療施設
①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ、 医療費控除の対象となるサービス	⑧ 訪問介護(生活援助中心型を除く) 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護	⑩ 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
	⑨ 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	⑪ 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
	⑩ 通所介護 認知症対応型通所介護	
	介護費、食費、居住費の自己負担額の2分の1が対象となるサービス	⑫ 指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設
※対象外のサービス	⑬ 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	⑭ 介護予防特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与
	⑭ 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑮ 介護予防福祉用具貸与

※指定居宅サービス事業者等が発行する領収書には、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されています。また、高額介護サービス費として払い戻しを受けている場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算いたします。

【手続き方法】 医療費控除の対象となる医療費の額が記載されている領収書を税の申告の際に提出してください。

●医療費控除に関する内容についてのお問い合わせは、**税務課**へ ☎25-0113

●介護保険に関するお問い合わせは、**健康づくり課**へ ☎25-0116